

契約を施行するために必要なライセンス

仕様書に、仕様内容の仕事をするのに必要なライセンスが明記してあるので、必ず入札前に確認してください。

数あるライセンスの中で、品質管理主任(QC Manager)と安全衛生担当官(Site Safety and Health Officer (SSHO))は、全ての契約に適用されます。

品質管理主任(QC Manager)と安全衛生担当官(Site Safety and Health Officer (SSHO))は、ライセンスが必要になります。 基本的に 25 万ドル以上の仕事では、品質管理主任(QC Manager)と安全衛生担当官(Site Safety and Health Officer (SSHO))の兼任はできることになっていますが、仕様内容で違ってくることもありますので、必ず読んで確認してください。 ライセンスの内容についても、各入札書に詳細がでていますが、以下にまとめましたので、参考にしてください。

品質管理主任 (QC Manager)

Construction Quality Management Training (CQM) のコースを受講する必要があります。このコースは、軍側で行っていますが開催は不定期です。 現在は、年 2 回程の予定で、それぞれの基地行っています。 契約前に受講しておく方がよいのですが、参加人数が非常に多くなってしまいますので、新規に米軍の契約を取られた業者を優先にお知らせをして、参加を募っています。 受講終了時に受講証明証がでます。 5 年間ごとに更新が必要です。

現場安全衛生管理責任者 (Site Safety and Health Officer (SSHO))

① NAVFAC Far East の日本における契約では、OSHA (米国労働安全衛生局) の 30 時間トレーニングと同等と認められた日本の講習を過去 5 年以内に受講していなければなりません。これは、建設業労働災害防止協会主催の工事主任コース、または所長コースとなります。トレーニングのスケジュールと開催地は、建設業労働災害防止協会のウェブページ (<https://www.kensaibou.or.jp>) で確認できます。

② 「The NAVFAC Far East 24-hour EM385-1-1 Awareness Course for Contractors

(NAVFAC Far East の日本における安全関連契約要件についての、EM385-1-1*に基づいた業者向け 24 時間講習)」の受講が必要です。当該講習は、NAVFAC Far East 各現場事務所からのリクエストにより、NAVFAC Far East の安全室が実施しています。開催予定については、各現場事務所の契約担当官へお問い合わせください。

修了証の有効期間は 5 年ですが、その間に EM385-1-1 が改訂された場合、修了証の有効期間内であっても EM385-1-1 改訂版の発効日から 2 年以内に再度受講する必要があります。新規の契約については、落札から 6 ヶ月の猶予期間が設けられています。

③ 加えて、総合建設業、または一般産業の監督・管理業務において、原則として 5 年間の連続した建設産業/一般産業における安全管理の経験 (安全プログラムや手順の管理、または、危険の分析と対策の策定) についての雇用証明書が必要となります。但し、第三者機関や、全国的に認められた労働安全衛生に関する証明を所持する場合は、要求される経験年数が 4 年となります。

また、業務の範囲が極めて限定される役務提供 (草刈り、駐車場係員、トイレ清掃等)、資材供給、研究開発に関する契約業務については、技術担当官が — 安全衛生専門官と調整の上 — 5 年 (もしくは 4 年) の経験年数を要求することが適当でないと助言した場合に、当該基準が減じられる場合があります。

* EM385-1-1: 米国陸軍安全衛生規程 (NAVFAC 契約の安全衛生に関する要求事項)

極東海軍施設技術部隊 横須賀基地 契約課 (NAVFAC FE CON1)

E-mail: NAVFACFE-ACQ@us.navy.mil